

第47号議案

町田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年(2012年)2月27日

提出者 町田市長 石阪丈一

町田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

町田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年12月町田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第11条中「による」を「により」に、「の認可を受けた」を「を定めた」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

町田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

—部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第 11 条 第 2 条、第 4 条、第 5 条第 1 項及び第 6 条から前条までの規定は、分担金の徴収について準用する。この場合において、第 2 条第 1 項中「事業により築造される公共下水道の処理区域(以下「処理区域」という。)」とあるのは「下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の規定により事業計画を定めた区域外の区域で第 5 条第 1 項の規定により公告される区域(以下「公告区域」という。)」と、同条第 2 項中「処理区域内」とあるのは「公告区域内」と、第 4 条、第 5 条第 1 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条及び前条第 1 項中「負担金」とあるのは「分担金」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第 11 条 第 2 条、第 4 条、第 5 条第 1 項及び第 6 条から前条までの規定は、分担金の徴収について準用する。この場合において、第 2 条第 1 項中「事業により築造される公共下水道の処理区域(以下「処理区域」という。)」とあるのは「下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の規定による事業計画の認可を受けた区域外の区域で第 5 条第 1 項の規定により公告される区域(以下「公告区域」という。)」と、同条第 2 項中「処理区域内」とあるのは「公告区域内」と、第 4 条、第 5 条第 1 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条及び前条第 1 項中「負担金」とあるのは「分担金」と読み替えるものとする。</p>

